

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件(第1事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 更正の請求に理由がない旨の通知処分取消請求事件(第2事件)
国側当事者・国(市川税務署長)
令和2年3月18日棄却・控訴

判 決

両事件原告	甲
同訴訟代理人弁護士	品川 芳宣 間瀬 まゆ子
同補佐人税理士	余田 幹男
両事件被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	三好 雅子 市川税務署長 上田 泰伸
同指定代理人	本村 行広 渋川 佐紀子 伊藤 隆行 中村 芳一 木村 智広 高梨 英樹

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

市川税務署長が原告に対し平成28年3月28日付けでした原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、総所得金額がマイナス3億2394万2713円、納付すべき税額がマイナス815万5293円をそれぞれ超える部分並びに同所得税及び復興特別所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

2 第2事件

(1) 市川税務署長が原告に対し平成29年12月26日付けでした原告の平成23年分の所得税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(2) 市川税務署長が原告に対し平成29年12月26日付けでした原告の平成24年分の所得税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、個人馬主として競走馬の保有の事業を営む原告が、①原告が代表取締役を務めていた株式会社A（以下「本件会社」という。）に対する貸付金（以下「本件貸付金」という。）につき、同社の清算結了により貸倒れが生じたとして、その損失の金額を事業所得の金額の計算上、必要経費に算入して平成26年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告（青色申告）をしたところ、市川税務署長から、本件貸付金は所得税法51条2項所定の事業の遂行上生じたものに該当せず、その貸倒損失を必要経費に算入することはできないとして、同年分の所得税等につき更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、両処分を併せて「本件更正処分等」という。）を受け、②その後、平成23年分及び平成24年分の所得税について、本件貸付金の一部の債権放棄により貸倒損失が生じていたとして、更正の請求をしたところ、市川税務署長から、いずれの更正の請求についても更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件各通知処分」といい、本件更正処分等と併せて「本件各処分」という。）を受けたことから、本件各処分（本件更正処分については申告額を超える部分）の取消しを求める事案である。

1 法令の定め

- (1) 所得税法51条2項は、居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する旨を定める。
- (2) 所得税法155条2項は、税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正をする場合には、その更正に係る更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない旨を定める。

2 前提事実（争いが無い、掲記の証拠等により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、個人馬主として競走馬の保有の事業を営んでいる者であり、本件会社の株主であるとともに、役員として、本件会社を経営していた者である（弁論の全趣旨）。

原告は、平成14年11月29日から平成16年12月1日までの間、平成17年12月1日から平成19年11月30日までの間及び平成23年11月16日から本件会社の解散に至るまでの間、本件会社の代表取締役を務めていた。

イ 本件会社は、原告の父である乙（以下「原告父」という。）によって昭和44年6月●日に設立された競走馬の生産、育成、売買及び出走等を目的とする株式会社であり、平成25年9月●日に解散し、平成26年9月●日に清算結了した。

原告は、本件会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの事業年度（以下「平成21年9月期」といい、他の事業年度についても同様の表記とする。）においてはその株式の80%、平成22年9月期以降はその株式の100%を保有していた。

(2) 原告の所有する馬の預託状況

原告は、平成25年9月頃まで、本件会社に対し、原告が所有する競走馬、繁殖牝馬及び種牡馬（以下「競走馬等」という。）を預託料を支払って預託していた。本件会社が解散時に受託していたのは、原告の所有馬だけであった。

原告は、本件会社の解散後、原告所有の競走馬等を株式会社Bに預託している（乙12）。

(3) 本件更正処分等の経緯

- ア 原告は、市川税務署長に対し、平成26年分の所得税等について、本件会社の清算結了により本件貸付金に係る貸倒れが生じたとして、その損失の金額3億5464万5657円を事業所得の金額の計算上、必要経費に算入して、別表1の「確定申告」欄記載のとおりの内容の青色申告書を法定期限までに提出し、確定申告をした。
- イ 市川税務署長は、平成28年3月28日付けで、原告に対し、別表1の「更正処分等」欄記載のとおり、平成26年分の所得税等について、本件更正処分等をした。本件更正処分に係る更正通知書（以下「本件通知書」という。）の更正処分の理由欄には、「あなたは、Aに競走馬等の預託をする馬主であるばかりでなく、Aの役員であること及び平成25年中に、あなたが保有する競走馬等の預託先をBに変更し引き続き馬主として自身の事業を継続していることなどからすると、馬主であるあなたが、Aを存続させるために多額の運営資金を貸し付ける必要性は認められず、むしろ、Aの役員であるあなたが、Aを存続させるためにその運営資金を貸し付けたものと認められます。以上のことからすれば、本件貸付金に係る貸倒損失は、Aの役員であるあなたの損失であり、あなたの馬主としての事業遂行上発生したものではありませんので、本件貸付金に係る貸倒損失354,645,657円を必要経費に算入することはできません。」と記載されていた（甲1）。
- ウ 原告は、平成28年5月26日、市川税務署長に対し、本件更正処分等について異議申立てをしたが、市川税務署長は、同年8月25日付けで、原告に対し、異議申立てを棄却する旨の決定をした。
- エ 原告は、平成28年9月23日、国税不服審判所長に対し、本件更正処分等について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成29年8月2日付けで、原告に対し、審査請求を棄却する旨の裁決をした。
- オ 原告は、平成30年1月31日、第1事件の訴えを提起した（顕著な事実）。

(4) 本件各通知処分等の経緯

- ア 原告は、市川税務署長に対し、平成23年分及び平成24年分の所得税について、別表2及び3の各「確定申告」欄記載のとおりの内容の青色申告書を法定期限までに提出し、確定申告をした。
- イ 原告は、平成29年3月15日、市川税務署長に対し、平成23年分及び平成24年分の所得税について、本件貸付金のうち各年における債権放棄による貸倒損失の金額（平成23年分が1900万円、平成24年分が1400万円）が事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるとして、別表2及び3の各「更正の請求」欄記載のとおり、更正の請求をしたが、市川税務署長は、平成29年12月26日付けで、原告に対し、本件各通知処分をした。
- ウ 原告は、平成30年1月11日、国税不服審判所長に対し、本件各通知処分について審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同年9月6日付けで、原告に対し、審査請求を棄却する旨の裁決をした。
- エ 原告は、平成30年12月4日、第2事件の訴えを提起し、同事件は第1事件に併合された（顕著な事実）。

3 争点及び当事者の主張

(1) 本件貸付金に係る貸倒損失の金額が原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるか(争点(1))

(原告の主張)

ア 所得税法51条2項の「必要経費」は、個人の事業経営から生ずる所得に関する限り、法人税法上の「損金」に準じるものとして、その意義を幅広く解すべきであるから、この「必要経費」には事業の遂行上直接間接に必要なかつ有益な諸経費が含まれ、その業務の範囲に通常属するものと認められる貸倒損失は、その事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されると解すべきである。仮に、事業による収入との間の直接の関連性が必要であるとしても、上記「必要経費」の意義からすれば、直接の関連性があつたか否かの判断は、厳格にされるべきではない。

イ 本件会社の固定収入は、基本的には原告父又はその事業を引き継いだ原告の所有する競走馬等の預託料のみであつたが、この預託料収入のみでは、日々発生する費用の全てを賄うことができなかつたため、本件会社は、その設立当初より、原告父又は原告から運転資金を継続的に借り入れてきたものであり、平成25年9月期末の原告からの借入金残高は合計3億9636万9576円となつていた。

そして、本件会社は、平成16年9月期以降、10年以上にわたつて債務超過が継続していたから、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合(所得税基本通達51-11(4))に該当する。

ウ 原告父及び原告は、自ら牧場、繁殖牝馬及び種牡馬を保有し、自らの牧場で競走馬を生産・育成し、自らの馬主名義でレースに出走させて賞金を得るといふ経営方針のもと、継続して馬主兼生産者の事業(以下「オーナーブリーダー事業」という。)を営んできた。原告父が本件会社を設立してブリーダー事業を本件会社に移行した後も、本件会社の行うブリーダー事業と原告父又は原告の馬主事業とが不可分一体の関係にあることに変わりはない。

また、原告は、ブリーダー事業を営む本件会社を保有することにより、馬の育成にかかる手間と費用及び馬の瑕疵による損失を被るリスクを避けることができ、更には競馬会の様々な要職につくことができるなど、馬主事業を行う上での便益を受けることができたものであり、原告が個人馬主の事業を営む上で、本件会社は必要不可欠な存在であつた。

このように、原告は馬主の事業及び本件会社の事業を一体のものとして経営判断を行つてきたのであるから、原告から本件会社への貸付けは、原告の事業における業務の範囲に通常属するものとして行われたものである。

エ 以上のとおり、本件貸付金は、原告の事業の遂行上生じた貸付金に当たり、その貸倒れにより生じた損失の金額は、所得税法51条2項により、原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される。

(被告の主張)

ア 本件貸付金の存在及び金額については知らない。また、本件貸付金のうち平成23年及び平成24年の各債権放棄に係る分については、弁済期が到来していた事実が認められず、原告において相続税の課税対象となることを避ける目的から債権放棄されたものであり、当該年度において、本件会社の事業を再建する見通しが無いなどの債権の回収

の見込みのないことが確実となった事実は認められないから、貸倒損失には当たらない。

仮に本件貸付金の存在及びその貸倒れを前提とするとしても、以下のとおり、本件貸付金の貸倒れにより生じた損失の金額は、原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されない。

イ 所得税法51条2項に規定するその事業の遂行上生じた貸付金に該当するか否かは、その業種業態からみて、当該事業の遂行上通常必要と客観的に認められる貸付金であるか否かにより判断すべきものと解され、その具体的検討に当たっては、当該事業による収入との間に相当因果関係が認められる貸付金であるか否かを当該事業の業務内容等の個別具体的な諸事情に則して社会通念に従って判定すべきである。

ウ 原告の所有する競走馬等の生産、育成などのブリーダー事業は本件会社で行われているから、原告の事業はオーナーブリーダー事業には当たらない。また、原告の事業の性質上、馬の預託先が本件会社に限定される理由はなく、原告は、本件会社以外の牧場に預託して事業を継続することは十分に可能であり、現に、本件会社の解散後も、他の牧場に馬を預託するなどして個人馬主の事業を継続しているから、原告の個人馬主の事業と本件会社が行うブリーダー事業が不可分一体の関係にあったとはいえない。

さらに、原告の個人馬主の事業は、競走馬から得られる賞金、手当等の収入により成り立っていたものであるところ、本件貸付金は、本件会社の事業資金を融通するために貸し付けられたものであり、原告のような個人馬主の事業において、馬主とその所有馬の預託先である牧場との間又は馬主同士の間で、多額の金銭の貸借を繰り返すことが通常ないし一般的であると認められる事情は見当たらないから、本件貸付金は、個人馬主事業における収入の源泉と直接の関連性を有するものではない。

原告は、銀行から借入れをして利息を払うよりも、手元の資金でやりくりした方がよいと判断して本件会社に貸し付けていたものであり、これらの判断は、個人馬主としての判断ではなく、本件会社の役員としての経営上の判断といえ、また、原告は、本件会社に対し、多額の債務免除をする一方で、新たな貸付けを続けるなど、客観的にみて、著しく経済合理性を欠く不合理な判断をしていたものであり、本件会社に対する貸付けは、個人馬主の事業の遂行以外の観点から実行されたことがうかがえるものである。

加えて、原告は、本件貸付金を個人馬主事業に関係する貸付金として経理処理していなかったものであり、このような事情は原告が本件貸付金を個人馬主事業と関係するものであると認識していなかったことを強く推認させる。

エ 以上のとおり、原告は、個人馬主の事業主として、その事業の遂行上、本件会社に対する貸付けを行ったとは認められず、むしろ、本件会社の役員及び株主としての地位に基づき、本件会社の存続及び事業継続のため貸付けを行ったものと評価するのが相当であるから、本件貸付金は、原告の事業による収入と相当因果関係が認められるものに当たらず、原告の事業の遂行上通常必要と客観的に認められる貸付金には当たらず、所得税法51条2項所定の事業の遂行上生じた貸付金には該当しない。

(2) 本件更正処分の理由附記に不備があるか (争点 (2))

(原告の主張)

所得税法155条2項による更正処分の理由附記においては、更正の原因となる事実を法を適用する際の法の解釈、法的評価ないし法的判断についての結論のみではなく、結論

に到達した理由ないし根拠が納税者に理解できる程度に明確にされる必要がある。本件通知書では、①原告が本件会社に競走馬等を預託する馬主であること、②原告が本件会社の役員であること、③原告が競走馬等の預託先をBに変更したことなど、所得税法51条2項の「その事業の遂行上生じた」か否かの判断とは関係ないものが挙げられ、本件貸付金に係る貸倒損失の金額が必要経費に算入されないことにつき、「馬主であるあなたが、Aを存続させるために多額の運営資金を貸し付ける必要性は認められず、」と記載するのみで、その理由、根拠が原告に理解できるように明確にされておらず、合理的な判断過程を示したものとはいえないから、違法である。

(被告の主張)

本件通知書には、本件貸倒金に係る貸倒損失の金額を必要経費に算入することができないとの判断に至った判断過程や算定根拠が記載されており、処分行政庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜に資する程度の理由附記がされているから、本件通知書の記載は、所得税法155条2項の更正の理由附記として欠けることなく、適法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件貸付金に係る貸倒損失の金額が原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるか)について

(1) 認定事実(掲記の証拠によれば、以下の事実を認めることができる。)

ア 本件会社設立の経緯等(甲45、原告本人)

(ア) 原告父は、千葉県富里市に牧場(A)を所有し、オーナーブリーダー事業を営んでいた。

(イ) 原告父は、昭和37年頃、上記牧場の近くに成田空港が建設されることが決まったことから、牧場への影響を危惧し、青森県●●に土地を取得して牧場を移転させることとした。

(ウ) 原告父は、青森県●●で牧場用地を取得しようとしたところ、農地法の許可を得るためには原告父が住所を青森県内に移転する必要があったことから、昭和44年6月、本件会社を設立して、同社において同町内の牧場用地を取得した。

イ 原告の個人馬主の事業の状況等

(ア) 原告は、その所有する繁殖牝馬から生まれた仔馬を本件会社に預託し、同社において仔馬の育成や初歩段階の調教を行った上で、競走馬として出走できる程度にまで成長した馬を調教師に預託し、競走馬となった馬を出走させ賞金を獲得し又は手当等を受けていた(甲45、乙12)。

(イ) 原告は、平成23年から平成26年の各年末において、13頭から15頭の競走馬等を保有しており、平成23年分から平成26年分の個人馬主事業の収入のほとんどを、競走馬等の賞金及び手当等により得ていた(乙1の1、2の1、3の1、4の1)。

(ウ) 原告は、平成23年から平成25年においては、本件貸付金を個人馬主の事業に係る貸付金として経理処理していなかった(乙2の1、3の1、4の1)。

ウ 本件会社の事業の状況等

(ア) 本件会社は、千葉県富里市の牧場で育成馬及び休養馬の飼養、青森県●●の牧場で繁殖牝馬による馬の生産を行っていた(甲45)。

(イ) 本件会社は、自社の競走馬や繁殖牝馬等を所有するとともに、原告又は原告の親族

の所有する競走馬等を受託し、預託料収入を得ていた。本件会社が、原告又は原告の親族以外の所有する競走馬等を受託したのは一度だけであった。(甲22、33、45、67、乙12、原告本人)

(ウ) 本件会社は、その所有する競走馬等のレースにおける収益や預託料収入では固定支出も賄えない状態が続いていた。そのため、本件会社は、その設立当初から継続して、原告父又は原告から運転資金を借り入れていた。(甲22、33、37、38、45、66、原告本人)

原告父及び原告が本件会社に運転資金を貸し付けるに際し、金銭消費貸借契約書は作成しておらず、利息の定めや担保の設定もされていなかった(乙12)。

(エ) 原告は、平成16年9月期から本件会社に対する債権放棄を開始し、平成19年9月期から本件会社の事業規模を縮小した。本件会社は、遅くとも平成21年9月期以降は、自社の競走馬等を所有しておらず、収入は原告からの預託料収入のみであった。

(甲45、乙6～11、原告本人)

エ 本件会社の事業の収支状況及び本件貸付金の状況等(甲42～44、54～62、63の1～14、甲66、68、69、71、乙6～11)

(ア) 平成21年9月期から平成26年9月期までの本件会社の収支は連年赤字であり、その経常損失の金額は、次のとおりである。

平成21年9月期	1558万6614円
平成22年9月期	1410万2583円
平成23年9月期	1978万0019円
平成24年9月期	1267万5833円
平成25年9月期	3060万3715円
平成26年9月期	501万6243円

(イ) 平成16年9月期から平成26年9月期までの原告からの借入金(原告父からの借入金が原告に承継された分を含む。)の期末残高は、次のとおりである。

平成16年9月期	5億0366万6222円
平成17年9月期	4億8854万6282円
平成18年9月期	4億6637万2282円
平成19年9月期	4億0403万8126円
平成20年9月期	3億9679万5905円
平成21年9月期	3億9374万3705円
平成22年9月期	3億9348万2341円
平成23年9月期	3億9173万8380円
平成24年9月期	3億8780万6322円
平成25年9月期	3億9636万9576円
平成26年9月期	0円

(ウ) 平成16年9月期から平成26年9月期までの原告からの新規借入金額は、次のとおりである。

平成16年9月期	6530万円
平成17年9月期	5460万円

平成18年9月期	5990万円
平成19年9月期	4740万円
平成20年9月期	4330万円
平成21年9月期	4280万円
平成22年9月期	4070万円
平成23年9月期	3830万円
平成24年9月期	3580万円
平成25年9月期	3260万円
平成26年9月期	311万1253円

(エ) 平成16年9月期から平成26年9月期までの原告による債権放棄（債務免除）の額は、次のとおりである。

平成16年9月期	2500万円
平成17年9月期	500万円
平成18年9月期	1800万円
平成19年9月期	1800万円
平成20年9月期	2350万円
平成21年9月期	1500万円
平成22年9月期	1300万円
平成23年9月期	1900万円
平成24年9月期	1400万円
平成25年9月期	0円
平成26年9月期	3億7664万5657円

(2) 本件貸付金の存否等について

上記認定事実によれば、①平成23年9月期の期首において3億9348万2341円の本件貸付金が存し、原告は、同期中に、本件会社に対し、3830万円の新規貸付けをし、1900万円の債権放棄（債務免除）をしたこと、②平成24年9月期の期首において3億9173万8380円の本件貸付金が存し、原告は、同期中に、本件会社に対し、3580万円の新規貸付けをし、1400万円の債権放棄（債務免除）をしたこと、③平成26年9月期の期首において3億9636万9576円の本件貸付金が存し、原告は、同期中に、本件会社に対し、311万1253円の新規貸付けをし、3億7664万5657円の債権放棄（債務免除）をしたことが認められる。

(3) 貸倒損失について

ア 所得税法51条2項は、事業所得等を生ずべき事業の遂行上生じた貸付金等の債権の貸倒れにより生じた損失について、その金額を事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することを認めるものであり、所得税が消費生活を伴う所得に対する課税であるという特質を有し、必要経費からは家事費を除外すべきことからすれば、同項にいう「その事業の遂行上生じた」とは、当該事業所得等の基因となる事業と何らかの関連を有する全ての場合をいうものではなく、当該事業の業種、業態からみて当該事業所得等を得るために必要なものと客観的に認められる場合をいうものと解するのが相当である。

イ 原告は、原告が本件会社と一体となってオーナーブリーダー事案を営んでいた旨主張

する。しかしながら、前記前提事実及び認定事実によれば、原告の個人馬主の事業と本件会社のブリーダー事業との間には一定の相互依存関係があったことは認められるものの、そもそも原告と本件会社は飽くまで別人格であり、本件では本件会社の独立性を否定し、原告と本件会社とを同一視することが相当であるような事情も認められないから、原告が本件会社と一体となって原告の主張するようなオーナーブリーダー事業を営んでいたと認めることはできない。これは、株式会社である本件会社が、自ら馬を所有し、これを育成した上で、レースに勝つことをも目的とし、実際に競走馬を所有するなど（甲33）、独自の計算において利益を追求していたのであって、原告所有の競走馬等を育成する事業のみを行っていたものではないことから明らかである。

そして、個人馬主事業を営む者がその所有する競走馬等の預託先に多額の貸付けをすることは、その事業の遂行上必要なものとは一般的には解し得ず、原告において本件会社が経営する牧場で競走馬を育成するか、その他の牧場に預託するかは、個人馬主としての主観的判断に属するものというべきである。また、原告は本件会社の役員（代表取締役）として、銀行から借入れをして利息を払うよりも、手元の資金でやりくりしたほうがよいと考えて本件会社に対する貸付けを行っていたものであり（乙12）、本件貸付金は、専ら原告が本件会社の経営者の地位にあったことに基因するものと解するのが相当である。

これらの事情からすれば、本件貸付金は、原告が本件会社を維持するために、本件会社の経営者として行ってきたとみるのが相当であり、原告の個人馬主事業に係る事業所得を得るために客観的に必要であったということとはできない。

ウ これに対し、原告は、個人馬主の事業と本件会社の事業とを一体のものとして経営判断を行ってきたのであるから、本件貸付金は事業の遂行上生じた債権に該当する旨主張する。しかしながら、このような納税者の主観的事情によって必要経費の範囲が決定されることになれば、本来明確であるべき必要経費の範囲を不明確にし、いたずらにその範囲を広げるおそれがあり、租税負担の公平を害するから、採用することはできない。

エ したがって、本件貸付金は、所得税法51条2項所定の事業の遂行上生じた貸付金には該当しないから、その貸倒れにより損失が生じたとしても、その損失の金額は、原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されない。

2 争点（2）（本件更正処分の理由附記に不備があるか）について

（1）所得税法155条2項が青色申告に係る所得税について更正をする場合には更正通知書に更正の理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たものと解されるから、更正通知書に記載されている更正の理由が上記の理由附記制度の趣旨目的を充足する程度に更正の根拠を具体的に明示するものである限り、同法の要求する更正理由の附記として欠けるところはないと解するのが相当である（なお、帳簿書類の記載自体を否認して更正をする場合においては別途の考慮を要すると解されるが、本件はそのような事案ではない。最高裁昭和60年4月23日第三小法廷判決・民集39巻3号850頁参照）。

（2）そこで検討すると、本件更正処分の理由として本件通知書には、前記前提事実（3）イのとおり記載されている。これによれば、原告が馬主であると同時に本件会社の役員であるこ

と及び競走馬等の預託先を変更して馬主事業を継続していることという事実を挙げた上、馬主としての原告が、本件会社を存続させるために多額の運営資金を貸し付ける必要性は認められず、本件会社の役員としての原告が本件会社を存続させるため貸し付けたものと評価するのが相当であるという趣旨を記載したものであるということができ、原告としては、本件貸付金が原告の馬主としての事業の遂行上生じたものに該当しないという処分の理由が了知でき、その解釈と処分の原因となった事実関係や判断過程が明らかにされているということができ、処分行の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由附記制度の趣旨に照らしても、更正理由の附記として欠けるところがあるとはいえない。

(3) したがって、本件更正処分の理由附記に所得税法155条2項違反の不備があるとはいえない。

3 本件各処分の適法性について

以上のとおり、本件貸付金の貸倒れにより損失が生じたとしても、その損失の金額は、原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできず、それを前提に、原告の平成23年分及び平成24年分の所得税並びに平成26年分の所得税等について、総所得金額、納付すべき税額、過少申告加算税の額等を計算すると、別表2及び3の各「確定申告」欄並びに別表1の「更正処分等」欄記載の各金額と同額となることが認められる（弁論の全趣旨）。また、本件更正処分の理由附記に違法があるとも認められない。

したがって、本件各処分はいずれも適法である。

4 以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古田 孝夫

裁判官 高田 公輝

裁判官 中野 晴行

別表 1

平成26年分の所得税等の更正処分等に係る課税の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成27年 3月15日	平成28年 3月28日	平成28年 5月26日	平成28年 8月25日	平成28年 9月23日	平成29年 8月2日
	総所得金額 (②+③+④+⑤+⑥) ①	△323,942,713	30,702,944	△323,942,713	棄 却	△323,942,713	棄 却
内 訳	事業所得の金額 ②	△372,527,887	△17,882,230	△372,527,887		△372,527,887	
	不動産所得の金額 ③	55,295,499	55,295,499	55,295,499		55,295,499	
	配当所得の金額 ④	33,000	33,000	33,000		33,000	
	雑所得の金額 ⑤	238,496	238,496	238,496		238,496	
	総合譲渡所得の金額 ⑥	△6,981,821	△6,981,821	△6,981,821		△6,981,821	
	株式等に係る 譲渡所得等の金額 ⑦	150,000	150,000	150,000		150,000	
所得控除の額の合計額 ⑧	826,967	826,967	826,967	826,967			
課税総所得金額 (①-⑧) ⑨	0	29,875,000	0	0			
株式等に係る課税 譲渡所得等の金額 ⑩	0	150,000	0	0			
課税総所得金額に 対する税額 ⑪	0	9,154,000	0	0			
株式等に係る課税 譲渡所得等の金額に 対する税額 ⑫	0	22,500	0	0			
配当控除額 ⑬	3,300	1,650	3,300	3,300			
差引所得税額 (⑪+⑫-⑬) ⑭	0	9,174,850	0	0			
復興特別所得税額 ⑮	0	192,671	0	0			
源泉徴収税額 ⑯	114,093	114,093	114,093	114,093			
申告納税額 (⑭+⑮-⑯) ⑰	△114,093	9,253,400	△114,093	△114,093			
予定納税額 ⑱	8,041,200	8,041,200	8,041,200	8,041,200			
納付すべき税額 (⑰-⑱) ⑲	△8,155,293	1,212,200	△8,155,293	△8,155,293			
過少申告加算税の額 ⑳		1,379,000	0	0			

(注1) 「総所得金額」(①) 欄、「事業所得の金額」(②) 欄及び「総合譲渡所得の金額」(⑥) 欄の△印は、いずれも損失の金額を表す。

(注2) 「更正処分等」欄の「課税総所得金額」(⑨) 欄の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注3) 「更正処分等」欄の「申告納税額」(⑰) 欄の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法119条1項)。

(注4) 「申告納税額」(⑰) 欄及び「納付すべき税額」(⑲) 欄の△印は、いずれも還付金の額に相当する金額を表す。

別表 2

平成23年分通知処分に係る経緯等

(単位：円)

項目		確定申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
年月日		平成24年 3月13日	平成29年 3月15日	平成29年 12月26日	平成30年 1月11日	平成30年 9月6日
総所得金額 (②+③+④+⑤+⑥)	①	72,915,961	53,915,961	更正をすべき 理由がない旨の 通知処分	処分の取消し	棄却
内 訳	事業所得の金額	△14,671,501	△33,671,501			
	不動産所得の金額	92,427,943	92,427,943			
	給与所得の金額	1,147,200	1,147,200			
	雑所得の金額	289,623	289,623			
	総合譲渡所得の金額	△6,277,304	△6,277,304			
所得控除の額の合計額	⑦	797,944	797,944			
課税総所得金額 (①-⑦)	⑧	72,118,000	53,118,000			
課税総所得金額に 対する税額	⑨	26,051,200	18,451,200			
源泉徴収税額	⑩	570,770	570,770			
申告納税額 (⑨-⑩)	⑪	25,480,400	17,880,400			
予定納税額	⑫	17,346,800	17,346,800			
納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬	8,133,600	533,600			

(注1) 「事業所得の金額」(②)欄及び「総合譲渡所得の金額」(⑥)欄の△印は、いずれも損失の金額を表す。
(注2) 「課税総所得金額」(⑧)欄の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)。
(注3) 「申告納税額」(⑪)欄の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法119条1項)。

別表 3

平成24年分通知処分に係る経緯等

(単位：円)

項目		確定申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
年月日		平成25年 3月13日	平成29年 3月15日	平成29年 12月26日	平成30年 1月11日	平成30年 9月6日
内 訳	総所得金額 (②+③+④+⑤+⑥)	① 73,629,264	59,629,264	更正をすべき理由がない旨の通知処分	処分の取消し	棄却
	事業所得の金額	② △27,700,860	△41,700,860			
	不動産所得の金額	③ 100,081,030	100,081,030			
	給与所得の金額	④ 1,147,200	1,147,200			
	雑所得の金額	⑤ 261,894	261,894			
	総合譲渡所得の金額	⑥ △160,000	△160,000			
	所得控除の額の合計額	⑦ 923,071	923,071			
	課税総所得金額 (①-⑦)	⑧ 72,706,000	58,706,000			
	課税総所得金額に対する税額	⑨ 26,286,400	20,686,400			
	源泉徴収税額	⑩ 85,420	85,420			
	申告納税額 (⑨-⑩)	⑪ 26,200,900	20,600,900			
	予定納税額	⑫ 16,909,600	16,909,600			
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬ 9,291,300	3,691,300			

- (注1) 「事業所得の金額」(②)欄及び「総合譲渡所得の金額」(⑥)欄の△印は、いずれも損失の金額を表す。
 (注2) 「課税総所得金額」(⑧)欄の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)。
 (注3) 「申告納税額」(⑪)欄の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法119条1項)。